

議案第 6 号

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市中央卸売市場業務条例（昭和47年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第51条第4項中「100分の108」を「100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）にあつては、100分の108）」に、「同項」を「前項」に改める。

第56条第3項中「100分の108」を「100分の110（軽減対象資産にあつては、100分の108）」に改める。

第59条第1項中「100分の8」を「100分の10（軽減対象資産にあつては、100分の8）」に、「100分の108」を「100分の110（軽減対象資産にあつては、100分の108）」に改める。

第60条第1項中「卸売金額」を「せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額」に改め、「得た額」の次に「に100分の110を乗じて得た額」を加える。

第63条第1項中「100分の108」を「100分の110（軽減対象

資産にあつては、100分の108)」に改める。

第72条第1項中「次に掲げるとおりとする」を「別表第5の金額に100分の110を乗じて得た額（土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料にあつては、同表の金額）の範囲内において規則で定める」に改め、各号を削る。

別表第5卸売業者市場使用料の項中「卸売金額」の次に「に110分の100（軽減対象資産の卸売にあつては、108分の100）を乗じて得た額」を加え、同表仲卸業者市場使用料の項中「以下同じ。）」の次に「に110分の100（軽減対象資産にあつては、108分の100）を乗じて得た額」を加え、同表関連事業者市場使用料の項中「販売金額」の次に「に110分の100（軽減対象資産にあつては、108分の100）を乗じて得た額」を加える。

第2条 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

第51条第4項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号」を「消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成35年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の条例第72条第1項及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、中央卸売市場北部市場の市場使用料等について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。